

○令和6年度 町長とパパ・ママ子育て座談会（霧多布会場）で出された意見

<p>Q 参加者からの意見・提言</p> <p>A 浜中町からの回答・見解</p>	
Q1	<p>浜中町には幼稚園がないと思いますが、今の保育所を認定こども園化することは考えていませんか。</p>
A1	<p>（町長）現状では幼稚園教諭の資格を持っている保育士が少ないので、認定こども園化は考えていませんが、これからのニーズも踏まえて協議させていただきたいと思います。</p>
Q2	<p>居残り保育について、働いていない家庭でも例えば子どもを釧路の病院に連れて行く時等に利用できるようにできませんか。</p>
A2	<p>（町長）居残り保育について、就労の有無も関係してくるかと思いますが、今の時代に合う柔軟な対応ができないか協議します。</p> <p>（後日、保育所と協議しました）</p> <p>居残り保育の利用については、保育の必要性の有無によって利用の可否を決めますので、都合により利用したい場合等は一度ご相談いただければと思います。</p> <p>（事務局より）</p> <p>居残り保育ではなく、有償ボランティアで事前に日程を決める必要はありますが、ファミリーサポート事業も活用できますので、お困りの際には児童福祉係までご相談ください。</p>
Q3	<p>子どもの放課後の遊び場について、霧多布地区では文化センターや一区の公園でも遊べるのですが、これから外遊びが厳しくなってくるので、例えば放課後児童クラブを働いていなくても利用できるようになるか、学校の体育館を開放できるようになりますか。</p>
A3	<p>（町長）放課後児童クラブは就労等で監護に欠ける子どもを利用の対象としていますので、就労していない方の利用はできません。</p> <p>（体育館の開放について、後日教育委員会管理課に確認しました。）</p> <p>体育館の開放は、解放時に児童の安全を管理することができないため、開放できません。</p>
Q4	<p>発達支援センターの「といろ」について、現在空きがなく新規の子が受入できないと聞いています。町として受入が拡大できるよう働きかけてほしいです。</p>
A4	<p>（健康福祉課長）現在定員が10名で、月平均だと最大12名までは対応できると事業所から聞いています。町としては運営費の補助をしていますので、支援員の確保による定員の拡充をお願いしていますが、人手不足で見つからない状況です。また、町として公認・臨床心理士を募集しているので採用があれば1歳半健診等で定期的に訪問し、様子を見る等通所サービスとは違う方面から療育への支援も考えています。</p>

Q5	<p>保育所の受け入れについて、「お盆は子どもを休ませてほしい」と言われたことがあります。お盆休みは祝日ではないので、働いている家庭のためにも当然に開所してほしいです。</p>
A5	<p>(町長) お盆に保育所を利用しにくい件については、大変不便をかけていると思います。子どもを主体に親のことも考えながら養育はあるべきだと思いますので保育所へ確認します。</p> <p>(後日、保育所に詳細を確認しました)</p> <p>お盆休み等、長期のお休み時期の利用についてですが、以前に給食の残食が多く対策としてお盆休み、ゴールデンウィーク周辺、お正月休み周辺にお休みをされるか事前に集計を取るようになりました。</p> <p>その中で1人、2人しか出席予定のお子さんがいない日には、「お休みは難しいですか?」と聞くことがあります。</p> <p>これが誤解につながったのかもしれませんが、決してお休みを強制するものではなく、保育が必要な場合はお預かりしますのでお申し出ください。また、そういった誤解が生まれないように、保育士にも説明をしっかりと行うよう指導します。</p>
Q6	<p>コロナが始まり、色々な行事に制限があったと思います。子どもの成長を感じられる行事は親として見たいのですが、このコロナ禍後も制限は解けていないと思います。いつまでコロナを理由とした観覧の制限を続けるのでしょうか。</p>
A6	<p>(町長) コロナも消滅したわけじゃなくて、現に感染者もでていると思います。保育士もそういった状況で保育していますが、親としても行事を観覧したい気持ちもあると思いますので、保育所と対応について確認させてください。</p> <p>(後日、保育所に詳細を確認しました)</p> <p>コロナについては、5類になってから制限が緩和されており、行事等についても保育所で緩和しています。しかし、以前に別の感染症が流行っていたために観覧を制限した行事はありました。</p> <p>今はコロナ前と同様に、保護者の皆様が行事への観覧ができるように制限を戻していますが、コロナ禍で工夫した運動会や学芸会のクラス毎の実施による保護者入れ替え制等は、保護者の方々からも「集中して観ることができてうれしい」等のお声もいただいていますので、そういったものは取り入れながら、場合によってはニーズ調査も行い改善したいと思います。</p>
Q7	<p>霧多布では遊べる場所として一区の公園、文化センター、ゆうゆ等があると思います。その中で保育所の園庭によく子どもを連れて遊んでいましたが、ある日から急に保育所の園庭が使えなくなりました。貴重な遊び場の1つだったので、使えなくなった理由を教えてください。</p>
A7	<p>(町長) 保育所の開所時間外に園庭に入り、怪我をしてしまった子がいたり、砂場の枠や鉄棒が壊れているためと聞いています。利用再開については保育所と協議いたします。</p> <p>(後日、保育所に確認しました)</p> <p>園庭については、「あくまでも自己責任」という形で来春までに開放いたします。</p>

Q8	子どもの受診となると厚岸に行かなければいけないので、浜中町に小児科が欲しいです。
A8	(町長) 3歳未満の子どもの診療については、専門医がいる病院を受診するようお願いしています。電話で診療をお断わりをする際には、医師の判断を仰いでからお断りするよう対応しています。
Q9	保育所で昆布休業日は定時に迎えに来て下さいと言われてたことがあります。昆布が休業日でも仕事があるので、居残り保育を利用したいです。 また、「保育所より先に小学校にお迎えに行かないでください」と言われたこともあります。その理由を知りたいです。
A9	(当日回答できませんでしたが、後日保育所に確認しました) 居残り保育の件については、保育の必要性の観点から、家に保護者がいる場合は保育の必要性に欠けるため定時(15時45分)にお迎えをお願いしていますが、一次産業の働き方は変わってきていると思いますので、ご相談いただきたいと思います。 「保育所より先に小学校にお迎えに行かないでください」と通知している件については、近年小さいお子さんを車に残して児童クラブにお迎えに行ってる間に子どもが車を降りてしまった事例等もありますので、保護者の皆さんが安全にお迎えできる順番で来ていただけたらと思います。既に「保育所より先に小学校にお迎えに行かないでください」と通知していますので、保育所を利用されている方には、保育所のお便りか、安心安全メールで訂正のお知らせをします。
Q10	へき地保育所でも未満児を預けられる体制にしてほしいです。また、預けられる時間も夕方6時くらいまで預けられるようにしてほしいです。
A10	(町長) へき地保育所は入所の年齢や預けられる時間も常設保育所とは違い、制限があります。未満児で入所したい場合は、常設保育所である霧多布、茶内保育所をご案内しています。
Q10-2	常設保育所でも子どもが多くて預けられないと言われました。保育所があるのに預けることができないという状況を、どうにかできないでしょうか。
A10-2	(町長) 保育所と協議します。 (後日、保育所と協議し確認しました) 今までは新年度の入所児童だけで人員的に最大限の配置を行っていましたが、来年度からは途中入所されるお子さんも新規入所者募集時期に相談いただくよう入所募集のチラシに掲載し、途中入所する予定の子の人数を考慮に入れながら計画を立て、保育所に入れないお子さんになるべく発生しないよう人員配置を行います。